令和7年4月1日より法改正

知らないと違法!?
育児・介護休業法の変更点と企業の義務

義務：就業規則の変更が必要

●子の看護休暇の見直し
現行の制度を見直し、より柔軟な取得が可能に。

●所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
現在の対象範囲を拡大し、より多くの労働者が適用可能に。

●育児休業取得状況の公表義務適用拡大
企業の公表義務が拡大され、透明性が向上。

●介護離職防止のための雇用環境整備
企業が介護離職を防ぐための施策を整備する義務。

●介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
従業員への周知や意向確認の実施が必要。

10月1日施行分：就業規則の変更が必要

●柔軟な働き方を実現するための措置等
育児や介護と仕事を両立できるよう、フレックスタイム制や在宅勤務などの措置を導入。

●仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮
労働者の意向を個別に聴取し、育児と仕事の両立に配慮する措置を実施。

事象があった場合に必要な措置

●短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加
3歳未満の子を持つ労働者向けに、短時間勤務の代替措置としてテレワークを選択可能に。

●介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
介護休暇の取得条件を緩和し、より多くの労働者が利用できるように。

**企業は早めに就業規則の変更を進め、
従業員が安心して働ける環境を整えましょう！**

努力義務：企業の努力が求められる

●育児のためのテレワーク導入
子育てと仕事の両立を支援するためのテレワーク環境整備。

●介護のためのテレワーク導入
介護をしながら働けるよう、テレワークの導入を促進。

しえん SHIEN

労務コンサルティング ／ 会計コンサルティング ／ EAP制度（メンタルヘルス支援） ／
運営コンサルティング ／ 経営補助支援

しえんグループ 運営会社 WKA COMPANY

経営課題と改善を見える化!
今すぐ経営力診断をSTART!!

【東京事務所】〒102-0081 東京都千代田区四番町2-1
【大阪事務所】〒590-0053 大阪府堺市堺区文珠橋通3-2
TEL 03-6820-2171
E-mail info@wkacompany.com
https://manage-support.net/